

飯島町男女共同参画プラン

心をつなぐまちづくり6

この計画は、男女共同参画のまちづくりをめざして、住民・事業所・町がそれぞれの役割を定め、みんなが力を合わせて誰もが自分らしく生きられるまちづくりに取り組む計画です。



令和6年度～令和10年度

(2024.4.1～2029.3.31)

飯 島 町

令和6年3月作成

I 策定の趣旨

飯島町では、平成 11（1999）年に男女共同参画基本法に基づき「飯島町女性プラン」を策定し、以来、平成 16（2004）年、平成 21（2009）年、平成 26（2014）年、平成 31（2019）年の「飯島町男女共同参画プラン～心をつなぐまちづくり 5～」まで、25 年にわたり、男女共同参画に向けた様々な施策を推進してきました。

国では、令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、女性にとっても、男性にとっても生きやすく、多様性を認める社会をめざしています。なお、この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条に基づく推進計画として位置づけています。

長野県では、令和 3 年 6 月に「第 5 次長野県男女共同参画計画」を策定し、女性の活躍支援や、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）などを重点に、さらに男女共同参画を推進する取り組みとなっております。

また、2015 年に国連で採択された「2030 年までの達成を目指す 17 の目標」（SDGs）の中でもあらゆる人々の活躍の推進が掲げられています。

少子高齢化・情報化等、目まぐるしく変わる社会情勢の中、女性をはじめとする多様な人材が、その能力を十分に発揮し、社会に参画することの重要性は、ますます大きくなっています。これまでの取り組みにより、飯島町においては、審議会などの政策決定過程への女性の参画の拡大が進みつつありますが、性別に関わらず一人に役職が重複したり、固定化されたりして後継者や地域のリーダーが育ちにくいなどの課題があります。

本計画は、こうした情勢を踏まえ、「飯島町第 6 次総合計画」との整合性をはかり、町民がお互いに理解協力しながら、あらゆる分野に参画して、ともにパートナーとして支え合う社会を目指します。そして、町民一人ひとりが自信と希望を持って、いきいきと生活できる豊かなまちづくりを進めるために、行政の行うこと、町民の皆さんに実践していただきたいことを記し、策定しました。

II 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

III 基本方針

私たちが生活する上で、家庭、地域、職場などでは依然として性別による不平等や、政策・意思決定の場で不均衡な状況が残っています。

法律や制度が整備されつつある現在でも、町民の皆さんがそれを実感できていないということが実態調査等の結果から見えています。

性別にかかわらずお互いが理解協力しながら、あらゆる分野で協働し、それぞれの能力や個性を発揮して社会的な責任を担えるようにしていくとともに、多様な生き方を選択できるようにするためにプラン 5 から引き続き、次の 3 つの基本目標をすえ、行政と町民が互いに協力することで、誰もが自信と希望を持って、自分らしくいきいきと生活できる豊かなまちづくりを実践していきましょう。

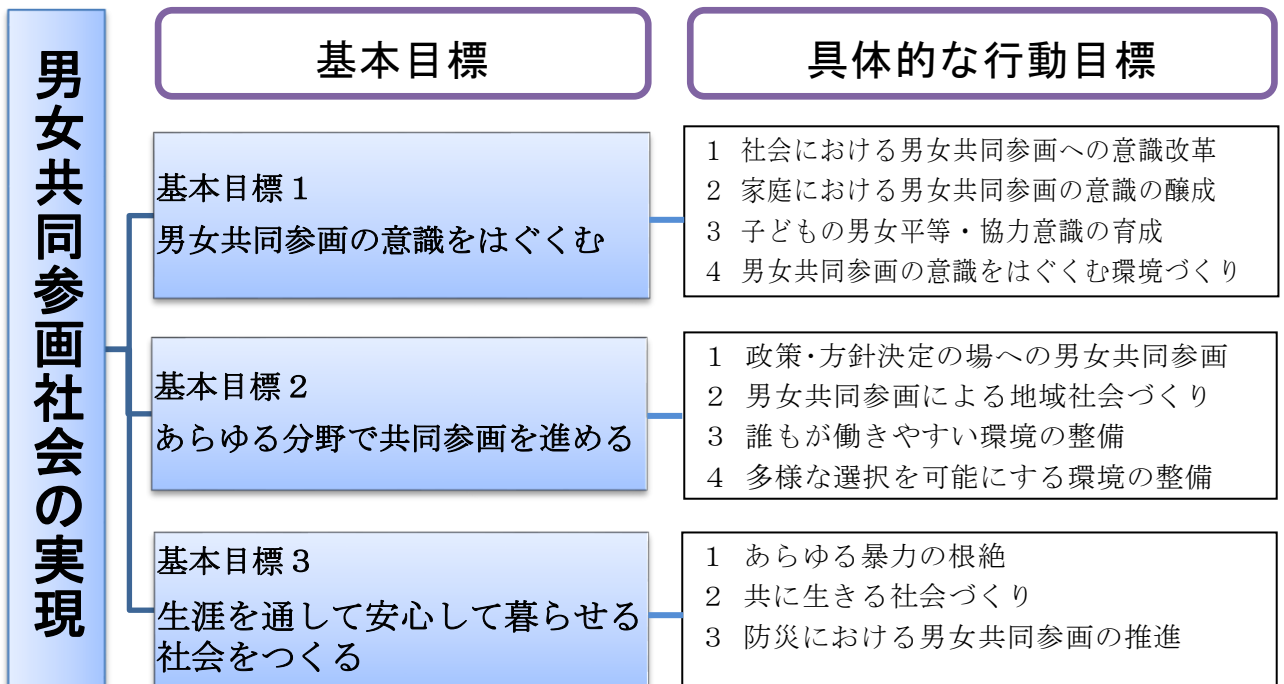
基本目標

基本目標 1 男女共同参画の意識をはぐくむ

基本目標 2 あらゆる分野で共同参画を進める

基本目標 3 生涯を通して安心して暮らせる社会をつくる

体系図



具体的な行動

基本目標 1 男女共同参画の意識をはぐくむ

行動目標 1 社会における男女共同参画への意識改革

行政及び関係機関が行うこと

- (1) 男女共同参画社会推進のための啓発
 - ① 広報「いいじま」、CATV「いいじま未来飛行」町のホームページによる啓発
 - ② パンフレット等の作成、配布
 - ③ 男女共同参画プランの啓発活動
 - ④ 出前講座による啓発
 - ⑤ 行政組織内での男女共同参画社会推進研修会の開催
 - ⑥ 幅広い住民へ向けた男女共同参画社会推進研修会の開催
- (2) 男女共同参画の推進に関する情報の収集と調査研究
 - ① 男女共同参画に関する調査結果の公表
 - ② 男女共同参画に関する懇談会の開催
 - ③ 男女共同参画に関する意識調査の活用

私たちができること

- 性別（男性・女性・LGBT^(注1)などの性的マイノリティを含む）にかかわらず人間としての尊厳を大切にし、暴力的な言動や差別などのないよう行動しましょう。
- 学校や職場、家庭や地域で、お互いに協力し合うようにしましょう。
- 学習会や研修会、懇談会へ参加し、お互いに語り合うなどして男女共同参画について日頃から関心を持ちましょう。
- 日頃は当たり前としているような不合理な慣習やしきたりなどを男女共同参画の視点で見直しましょう。

行動目標 2 家庭における男女共同参画の意識の醸成

行政及び関係機関が行うこと

- (1) 男女平等の家庭教育の推進
 - ① すべての住民に男女共同参画意識を育てる家庭教育講座の開催、資料の提供
 - ② 保育園・学校・子育て支援センター等と連携した講演会・研修会の開催
 - ③ 子育て支援センターや介護施設への啓発資料提供
 - ④ 子育て支援センターや介護施設への出前講座
- (2) 相談窓口の充実
 - ① 相談窓口の周知と相談員の充実
 - ② 育児・介護情報の提供
 - ③ 男性が訪れやすい相談窓口や機会の提供
 - ④ 相談員の研修（情報提供と実施）

私たちができること

- 家庭における慣習を見直し、不合理な点を改め、家族みんなで家庭生活全般にわたって協力しましょう。
- 家庭における話し合いを大切にし、家族がお互いを尊重する家庭を築きましょう。
- 自らの働き方を見直すとともに、家事・育児・介護に関する講座やセミナー等に参加し家庭での男女共同参画を積極的に実践しましょう。

行動目標 3 子どもの男女平等・協力意識の育成

行政及び関係機関が行うこと	私たちができること
<p>(1) 学校・保育園における男女平等・協力意識の育成</p> <ul style="list-style-type: none">① 性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育、多様な職業選択や生活設計を可能にする進路指導の推進② 児童・生徒への人権講座などにおける、年齢に応じた男女平等・協力意識をはぐくむ教育 <p>(2) 教育行政職員・教職員・保育士・保護者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none">① 性別にとらわれない個性と能力を伸ばす教育を推進できるよう、子どもの教育に関わる者の研修の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 性別にとらわれないで子どもの個性や能力を大切に、子どもの意思を尊重しましょう。○ 母親に負担のかかりやすい育児に、父親も積極的に加わり、共に協力して育児をしましょう。○ 親としての学びを深め、広く学びながら、共に責任を持って、育児をしましょう。○ P T A・育成会・地域の活動・町の行事や奉仕活動などには積極的に参加して多くの人との交流を深め、見聞を広めましょう。

行動目標 4 男女共同参画の意識をはぐくむ環境づくり

行政及び関係機関が行うこと	私たちができること
<p>(1) 講座・講演会の充実</p> <ul style="list-style-type: none">① 人権教育の講座等で、男女共同参画を推進する内容の講演会の実施 <p>(2) 男女共同参画指導者の育成</p> <ul style="list-style-type: none">① 県などで行う研修会等への参加の推進② 各種団体等の男女共同参画指導者の養成 <p>(3) 環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">① 積極的に男女共同参画に取り組み、自治会長会等において不合理な慣習やしきたり等を課題として取り上げ啓発を進める② 講座や講演会に参加できない人のためのインターネット・CATV等を利用した各種情報の提供③ 女性団体の社会貢献を尊重し、男女共同参画を推進する団体の育成と連携の支援	<ul style="list-style-type: none">○ 男女共同参画は女性の問題だけではありません。男性も積極的に関わっていきましょう。○ ひとりの人が、幾つもの審議会や委員会に属して活動することによる負担を軽減させていきましょう。多くの人が役を務めることで、気づきや学びを広く浸透させていきましょう。○ 職場等でも、研修・話し合いの機会を持ち男女共同参画の意識を醸成していきましょう。○ 出前講座を活用しましょう。○ 地域の役員選出において、女性が選出されやすくなるように、男女共同参画の意識を高め、積極的に女性からも係・役員を選出するように心がけましょう。

基本目標 2 あらゆる分野で共同参画を進める

行動目標 1 政策・方針決定の場への男女共同参画

行政及び関係機関が行うこと	私たちができること
<p>(1) 審議会などへの女性委員の参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政策決定過程への女性の参画の拡大 ② 審議会等*の女性委員登用の促進目標数値比率 30%以上をめざす ③ 広い分野からの人材の登用 ④ 様々な立場の女性の意見や提案を受ける機会を設け、行政の施策立案に反映させる ⑤ 女性委員の活動や活躍に係る情報発信 <p>(2) 管理職などへの女性の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 管理職や組織の役員への女性登用 ② 企業・民間団体等における指導的立場の女性の登用を促進するため、経営者、事業主を対象にした男女共同参画に係る啓発 ③ 国・企業等と協力しながらワークライフバランス^{注2}のとれた働き方の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いつも町政やまちづくりに関心を持ち、積極的に発言しましょう。 ○ 特に女性の参加を促進させましょう。 ○ 男女共に政策の立案、決定など意思決定の場へ参画するため、学習の機会をとらえ、自己啓発を進めましょう。(エンパワーメント^{注3}の考え方) ○ 町では、審議会等の女性委員が増え、女性の意見や提案が政策に反映されやすくなっていますが、女性委員の割合が30%に満たない審議会等もあります。さらに政策・方針決定の場への男女共同参画を進めましょう。 ○ ワークライフバランスのとれた働き方について学び実践していきましょう。

* 審議会等 (政策・方針決定の場への男女共同参画で女性委員 30%を目指す審議会等)

担当課等	審議会等
行政委員会	教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会
教育委員会	保育園運営審議会・子ども子育て会議・キャリア教育推進協議会・社会教育委員会・スポーツ推進委員会・図書館協議会・公民館運営審議会・文化財調査委員会・男女共同参画社会推進懇話会・青少年問題協議会・教育支援委員会・学校給食センター運営委員会
総務課	人権擁護審議会・交通安全対策委員会・水防協議会・消防委員会・防災会議(会長含む)・国民保護協議会・行政不服審査会
企画政策課	基本構想審議会
住民税務課	環境保全審議会
健康福祉課	国民健康保険事業の運営に関する協議会・民生委員推薦会・福祉事務調査委員会・健康長寿のまちづくり推進会議・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会・特別養護老人ホーム入所検討委員会
建設水道課	都市計画審議会・上下水道運営審議会
産業振興課	産業振興審議会・営農センター
地域創造課	観光戦略会議

行動目標 2 男女共同参画による地域社会づくり

行政及び関係機関が行うこと

- (1) 地域社会における性別による不合理の是正
 - ① 女性への偏見や性別役割分担意識等不合理な慣習を改める啓発の充実
 - ② 自治会長会等を通じて、地域の中での男女共同参画啓発を行う
- (2) 住民活動への男女共同参画の促進
 - ① 自治会活動やPTA・社会教育活動など各組織の運営への女性参画の促進
 - ② 地域におけるボランティア活動、環境美化、福祉に関する課題、消費者問題、青少年育成等の活動への男女共同参画の促進
 - ③ 女性の視点を生かしたまちづくりの推進
 - ④ 活躍している女性に係る情報発信
- (3) 地域活動グループの活性化と連携
 - ① 男女が共同で参画できる地域活動グループ等の育成と支援・連携の促進
 - ② 女性の地域リーダー育成のための講座、研修会の開催
 - ③ 様々な地域活動を男女が協働して実施できる公民館活動の充実
- (4) 国際的視野に立った地域活動の推進
 - ① 外国から来ている人達に資する情報の収集及び提供

私たちができること

- 自治会活動などに男女共に参加し、それぞれの立場で役を引き受けて活動しましょう。
- 地域で子どもを育てるという意識を持ち、声かけするなどみんなで見守りましょう。
- 多くの人が活動に関わることで、今ある負担を軽減しながら、皆が意見を述べ易く、やりがいを感じられる活動を行っていきましょう。
- 外国から来ている人達と交流を深めて助け合いながら国際的視野を広げましょう。



行動目標 3 誰もが働きやすい環境の整備

行政及び関係機関が行うこと

(1) 雇用環境の改善

- ① 男女雇用機会均等法^(注4)など、企業に対する労働関係法令の周知・啓発
- ② 誰もが、出産・育児・看護・介護に関し安心して働けるよう関係する制度の周知・啓発

(2) 農業等に従事する女性の活動への支援

- ① 家族経営協定^(注5)締結の推進
- ② グループ育成支援とグループからの起業化及び連携の支援

(3) 職業能力の開発・職業訓練の充実

- ① 再雇用のための職業訓練の場の支援
- ② 相談窓口のPR

(4) 就労に関する情報提供の充実

- ① 女性が働きやすい環境をつくるための、経営指導や経営相談の案内
- ② 女性の起業に関する情報提供の充実
- ③ 国や上部団体と連携しながらの企業訪問

私たちができること

- 男女共に、出産・育児・看護・介護で就労が困難になる場合があります。出産・育児・看護・介護に関する休暇や休業制度^(注6)、また関連する福祉の制度などを有効に活用しましょう。
- 職場では男女ともに気持ちよく働けるような環境づくりに努めましょう。
- 男女共に個性や能力を發揮できるような職場づくりのために、役割分担を見直し、改善しましょう。
- 身分保障の確立のための学習会等へ参加しましょう。
- 家族経営協定締結を行い、家庭内での女性の地位向上に努めましょう。

行動目標 4 多様な選択を可能にする環境の整備

行政及び関係機関が行うこと

(1) 男女が共に責任を担う家庭生活の奨励

- ① 家庭内で、互いの人格を尊重し支えあえるような家庭をつくる学習の機会の継続
- ② 男性の出産・育児・看護・介護に関する休暇や休業制度の取得を促進するための啓発
- ③ 家庭の日^(注7)の普及と充実の促進

(2) 多様化する個人・家庭に対する理解の支援

- ① 地域における子どもの育成支援
- ② 家庭教育等の相談体制の充実

(3) 育児環境の整備

- ① 育児休業制度の普及と定着のため、企業等への啓発
- ② 性別を問わない職場環境整備の啓発を促進するための啓発
- ③ 多様な保育ニーズへの対応

(4) 看護・介護環境の整備

- ① 「看護・介護は女性がするもの」という意識を改めるための教育
- ② 男女とも看護・介護に関する休暇や休業制度が取得できるための普及啓発活動
- ③ 地域において互いに助け合う体制づくり

私たちができること

- 出産・育児・看護・介護に関する休暇や休業制度について学び、有効に活用しましょう。
- 男女雇用機会均等法を遵守しましょう。
- 差別のない適正な能力評価を実施しましょう。
- 差別のない役職への登用、配置、賃金支給に努める取り組みを推進しましょう。
- 各地区の子ども広場等のボランティアに参加しながら地域の子育てを支援しましょう。
- 育児や介護など困っている人がいたら声かけをし、行政のサービス等を活用する提案をしましょう。

基本目標3 生涯を通して安心して暮らせる社会をつくる

行動目標1 あらゆる暴力の根絶

行政及び関係機関が行うこと

- (1) あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり
 - ① 人権尊重意識の育成
 - ② 配偶者やパートナー間等の暴力根絶に関する意識啓発や、学習機会の充実
 - ③ 学校での暴力根絶に関する教育の充実
- (2) 関係機関及び救済機関との連携強化
 - ① 相談先・通報先の周知
 - ② 関係機関・救済機関との連携

私たちができること

- 家庭の中でも暴力は犯罪であることを自覚し、思いやりのある円満な家庭をつくりましょう。
- 誰もが性を尊重し、お互いを思いやる心で接しましょう。
- あなたの身の回りで、さまざまな暴力や差別した言動がなかったか振り返ってみましょう。
- さまざまな虐待や差別的言動などで困っている場合、また周囲で見聞きした場合は関係機関に相談しましょう。
- ドメスティック・バイオレンス (DV)^(注8) や性についての正しい知識を子どもたちに伝え、相談窓口を積極的に活用しましょう。

行動目標2 共に生きる社会づくり

行政及び関係機関が行うこと

- (1) 生涯にわたる性に対する正しい理解の啓発
 - ① 男女共同参画の視点を理解する学習機会の提供
 - ② 家庭・学校・地域社会での、年齢に応じた性教育の充実
 - ③ 青少年に悪影響を与える恐れのある商品やサービスの排除
 - ④ 性的マイノリティへの理解と誰もが自分らしく生きられる環境整備
- (2) 生涯を通じての性差に応じた健康教育
 - ① 男女それぞれのライフステージ^(注9)にあわせた性に関する健康問題の理解と周知

私たちができること

- 自分を大切にし、相手を尊重する心を育てましょう。
- 性別にとらわれなくて子どもの個性や能力を大切にし、子どもの意思を尊重しましょう。
- 社会生活・家庭生活に係る課題を親として広く学びながら、共に責任を持って育児をしましょう。
- 性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、抱えている困難等についても理解し寄り添った適切な対応を心がけましょう。

行動目標 3 防災における男女共同参画の推進

行政及び関係機関が行うこと

(1) 防災における男女共同参画の推進

- ① 災害への事前の備え、避難所の運営、被災者支援等において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくり
- ② 女性防災リーダーの育成

私たちができること

- 過去の災害において男女共同参画の視点が不十分だった事例に学び、お互いに助け合って行動できるように努めましょう。

SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs 「エスディージーズ」と読みます。

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標です。

(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている)。



目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- ・ 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- ・ 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- ・ 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- ・ 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児、介護や家事労働を認識、評価する。

- ・ 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- ・ 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- ・ 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- ・ 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- ・ 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

用語について

注 1：LGBT

性的指向や性自認は多様であり、多様な方々を表す代表的な言葉が LGBT です。これは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとったものです。性的マイノリティの総称として使われますが、現在では、性自認や性的指向が明確でない Questioning（クエスチョニング）などを加え LGBTQ と呼ばれることも増えています。その他にも多様な性が存在し、その総称が性的マイノリティです。（長野県 HP より一部抜粋）

注 2：ワークライフバランス

「仕事と生活の調和させる」こと。仕事と生活を調和させると、相乗効果が期待できるという考え方。

仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことを指します。（内閣府の定義による）

近年では、さらに「ワークライフインテグレーション」（仕事と生活を統合させる）などといった新しい考え方が登場している。

注 3：エンパワーメント

力をつけること。個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的にその力を発揮し、行動していくこと。連携して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考えを指します。

注 4：男女雇用機会均等法

雇用の分野において男女の均等な機会および待遇の確保を目的として制定された法律です。募集・採用・昇進・定年等、雇用管理全般において、事業主が性別を理由に差別することや、婚

姻、妊娠・出産を理由として女性に不利益な扱いをすることを禁止しています。また、セクシャルハラスメント対策を事業主に義務付け、母性健康管理措置や、労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置などを定めています。

令和2年6月より、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策が強化されました。詳しくは、厚生労働省 HP 等をご覧ください。

注5：家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。（第5次長野県男女共同参画計画より）

注6：出産・育児・看護・介護に関する休暇や休業制度

育児休業は、原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児・介護休業法という法律に定められています。令和4年10月から育児・介護休業法が改正され、新たに「産後パパ育休（出生時育児休業）」制度が創設されました。産後パパ育休とは産後8週間以内に4週間（28日）を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる制度です。また、これまでは原則1回しか取得できませんでしたが、男女ともそれぞれ2回まで取得できるようになりました。

看護休暇は、小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その養育する小学校就学前の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができます。子の看護休暇は、1日単位又は半日単位（1日の所定労働時間の2分の1。労使協定によりこれと異なる時間数を半日と定めた場合には、その半日。）で取得することができます。この休暇は、子どもが病気やけがの際に休暇を取得しやすくし、子育てをしながら働き続けることができるようにするための権利として子の看護休暇が位置づけられています。「疾病の予防を図るために必要な世話」とは、子に予防接種または健康診断を受けさせるをいい、予防接種には、予防接種法に定める定期の予防接種以外のもの（インフルエンザ予防接種など）も含まれます。

介護休暇は、要介護状態にある対象家族の介護するすべての労働者（※労使協定を結んでいる場合、入社6ヵ月未満の労働者・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者は対象外となる）は、事業主に申し出ることにより対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日または時間単位で休暇を取得することができます。

出産・育児・看護・介護に関する休暇や休業制度について、詳しくは厚生労働省 HP 等をご覧ください。

注7：家庭の日

家庭は社会を形成する基本的な単位で、家庭が安定しているところでは、社会全体の秩序も安定し、人々が安心して生活できる社会となります。そのために、家庭のなごやかな話し合いを通じて家族全員の意思の疎通と感情の融和をはかり、お互いに理解しあうことが大切です。県でも毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め取組んでいます。

注8：DV（ドメスティック・バイオレンス）

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は「DV防止法」とも呼ばれます。（第5次長野県男女共同参画計画より）

注9：ライフステージ

生まれてから死ぬまでの生涯を、幼年期（育つ）・少年期（学ぶ）・青年期（巣立つ）・壮年期（働く）・中年期（熟す）・老年期（稔る）などと区分したそれぞれの段階のこと（厚生労働省の区分の一例）。区分の仕方は場合によって、5つに分けたり7つに分けたりいくつかみられます。

2023 男女共同参画実態調査の結果

令和5年12月に町全域を対象に男女年代別区分で無作為抽出により実施した実態調査結果を飯島町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

飯島町ホームページ URL <http://www.town.iijima.lg.jp>

または

ホームページ検索 飯島町 男女共同参画 で検索

プランの推進体制

1 男女共同参画社会推進懇話会の審議

本プランの目標を達成するため「男女共同参画社会推進懇話会」を開催し、計画の推進や実践活動を調査・審議します。

2 庁内男女共同参画社会推進会議の調整

この計画を推進するため、庁内会議を開催し、行政内部の総合調整を図ります。

3 町民・関係団体等と連携した推進

町民・関係団体等が家庭や地域、職場などのあらゆる場において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載や講座の開催等による啓発を促進します。

4 総合計画他各種関連計画への反映

男女共同参画の視点に立って、総合計画や行政各分野における諸計画を策定し、事業を進めます。

5 国・県等との連携した推進

国・県等との連携をとりながら、情報提供・各種事業などの推進をします。

6 進行管理

進行管理は、PDCAサイクルによる継続的改善の考え方を基本とし、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルを実践していくことにより施策の成果の向上に繋がります。

相談窓口

※令和6年2月現在。長期計画のため、実施期間中に名称・電話番号等が変更になる場合があります。実際にご相談いただく場合は、各窓口のHP等をご確認ください。

■男女共同参画に関すること

飯島町教育委員会 生涯学習係	0265-86-3111	土日祝を除く 8:30～17:15
男女共同参画センター “あいとぴあ”	0266-22-5781	日曜日、月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く 9:00～17:00
	【女性のための相談】 女性相談員 0266-22-8822（専用電話）	【女性のための相談】 火～土 （祝日は除く） 9:00～12:00、13:00～16:30
	【男性のための相談】 男性相談員 0266-22-7111（専用電話）	【男性のための相談】 毎週金曜日 17:00～19:00 （お休みのこともあるのでご 確認ください）
県庁 県民文化部 人権・男女共同参画課	026-235-7106	土日祝を除く 8:30～17:15

■人権に関すること

長野法務局 人権擁護課	026-235-6634	土日祝を除く 8:30～17:15
長野法務局 伊那支局	0265-78-3462	土日祝を除く 9:00～17:00

■女性の人権、暴力、性犯罪に関する相談

飯島町役場 健康福祉課	0265-86-3111	土日祝を除く 8:30～17:15
児童虐待・DV24時間ホットライン	026-219-2413	24時間対応
女性の人権ホットライン （法務省）	0570-070-810	土日祝を除く 8:30～17:15
性犯罪被害ダイヤル110 （長野県 県警捜査第一課）	0120-037-555（フリーダイヤル） または 026-234-8110	月～金 8:30～17:15（女性警察官職員対応）、それ以外は警察本部の当直員が対応
長野県性暴力被害者支援センター （りんどうハートながの）	#8891（短縮ダイヤル）※通話料無料。NTT ひかり電話からは、0120-8891-77におかけください。026-235-7123※通話料有料。一部のIP電話等からは全国共通短縮ダイヤルにつながりません。こちらの番号にお電話ください。	相談専用電話（24時間365日）

長野県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	026-235-5710	月～金 (祝日、12/29～1/3を除く) 8:30～17:15
伊那保健福祉事務所(女性相談員対応)	0265-76-6811	土日祝を除く 8:30～17:15

■母子家庭・育児中の女性に対する就業相談

地域就労支援センター 「job サポ」	050-2000-7228	土日祝を除く 9:30～17:30
------------------------	---------------	----------------------

■40代前半までの若年失業者、無業者、フリーター、学生に対する就職相談

ジョブカフェ信州 松本センター	0263-39-2250	土日祝を除く 8:30～18:30
--------------------	--------------	----------------------

■職場における女性差別・セクハラに関すること

長野労働局 雇用環境・均等室	026-227-0125	土日祝を除く 8:30～17:15
-------------------	--------------	----------------------

■子どもに関すること(虐待、いじめ、不登校、体罰、育児及び子ども家庭相談)

飯島町子育て支援センター	0265-86-8131	土日祝を除く 8:30～17:15
飯島町教育委員会 家庭相談	0265-86-6711	土日祝を除く 8:30～17:00
飯島町教育委員会 教育相談	090-2269-9096	月～金(飯島体育館にて) 8:30～15:00
児童虐待・DV24時間ホットライン	026-219-2413	24時間対応
子どもの人権110番 (全国共通・無料)	0120-007-110	土日祝を除く 8:30～17:15
児童相談所(飯田)	0265-25-8300	土日祝を除く 8:30～17:15

■高齢者(介護)に関すること

飯島町地域包括支援センター (飯島町役場内)	0265-86-3111	土日祝を除く 8:30～17:15
---------------------------	--------------	----------------------

策定の経過

期 日	事 業	内 容
12月18日	第1回 男女共同参画社会推進懇話会	事業計画、プラン5の検証、 プラン6について等
12月26日	第1回 男女共同参画社会推進懇話会幹事会	事業計画、プラン5の検証、 プラン6について等
12月26日	男女共同参画実態調査（～1/15）	満18歳～70代の意識調査
2月13日	第2回 男女共同参画社会推進懇話会	男女共同参画プラン6について、 男女共同参画実態調査結果 について他
2月14日～ 3月4日	パブリックコメント実施	男女共同参画プラン6（案） について
2月29日	定例教育委員会	プラン6（案）について
3月1日	第3回 男女共同参画社会推進懇話会	プラン6最終案について
3月4日	男女共同参画プラン6決定	庁議
3月18日	男女共同参画プラン6計画策定 議会報告	男女共同参画プラン6について

飯島町男女共同参画社会推進懇話会

役 職	氏 名	選出区分(所属する機関・団体等)
委員長	米山 明廣	知識経験者
副委員長	松崎 充恵	教育委員
委員	伊藤 洋子	人権擁護委員
委員	北原 啓子	民生児童委員
委員	中村 明美	いいちゃんまちづくり連絡協議会
委員	久保田 延幸	本郷公民館長
委員	堀内 誠	知識経験者(商工会)

飯島町男女共同参画プラン
心をつなぐまちづくり 6

発行元 飯島町教育委員会
〒399-3702
長野県上伊那郡飯島町飯島 2529 番地
電話番号 0265-86-3111

策定日 令和6年3月4日